拓く会通信

時代を拓く税理士の会は税理士の資格取得の経緯や専業や兼業にとらわれず
税理士業界に貢献する目的で設立された団体です。

時代を拓く税理士の会　No. 32号
発行日　平成26年10月27日
発行者　会　　長　大石　雅也
編集者　広報部長　渡邉　　晃
事務局　042-477-2633　042-477-2632
東京都東久留米市本町1-5-18
豊田直史税理士事務所

第10回時代を拓く税理士の会定期総会

平成26年９月27日（土）東京税理士会館２階会議室において平成25年度第10回定期総会が開催された。開会に先立ち、平成25年度中にお亡くなりになられた会員に対し黙祷を捧げた。

■会長代理挨拶

野間口嘉平副会長（世田谷）の開会の辞に続き、吉田友彦会長（東村山）が体調不良のため、大石雅也会長代理（葛飾）より挨拶となった。

大石会長代理は、吉田会長から会長代理の指名をいただいた際、この時代を拓く税理士の会が、平成16年の９月に『税理士制度の維持発展及び税理士会の健全な運営に資するため、誠実で優秀な人材を税理士会役員に送り出す』を目的に設立されたこと、そして、自由闊達な会議ができる会として活動をすることを伺い、具体的に２つの目標が掲げられたことを披露した。

１つ目は高齢化が進む中、当会から若い人材を育成して行こうということであり、２つ目は、昭和48年以後40余年ぶりに東京税理士会から日本税理士会連合会の会長を送り出そうということであった。そして、支援対策会議議長に山川巽前東京税理士会会長（江東東）、副議長に石田通野前東京税理士会副会長（渋谷）に引き受けていただき、来る東京税理士会役員選挙において、当会より会長・副会長に相応しい人材を推薦し、日本税理士会連合会会長には神津信一会長に立候補していただきたいという願いを持って、本日の総会に臨んだ旨の挨拶があった。

■議長選出

次に、議案の審議にあたり、司会より議長には、吉川裕一副会長（杉並）、副議長には増田惠一組織部長（豊島）が指名された。議長より就任の挨拶があり、議事進行に関する説明がされ、議事録署名人には正副議長のほか望月博元会員（荻窪）を指名して審議に入った。

■第１号議案　平成25年度事業報告承認の件

豊田直史総務部長（東村山）より趣旨説明が次の通りなされた。

平成25年度の活動は、第９回定期総会において任期満了に伴う役員の改選が行われたことを受け、吉田友彦新会長のもと新たに選任された副会長、常任役員のほか執行部による会務運営が行なわれた。例年同様本会会則に則り、健全な税理士会の運営及び的確な執行体制を確立するため、円滑な会議の運営を図り、各種研修会の開催、会報の発行、更には会員相互の親睦を深める交流等、多岐にわたって行った。

また平成26年東京税理士会役員選挙のための本格的な活動を行い、選挙日が平成26年12月３日と決定されたことにより、３月に支援対策会議を設置し東京税理士会会長候補および副会長候補の推薦候補者の決定に向けて準備活動を行った。

なお、吉田友彦会長、体調不良により５月より大石雅也副会長が会長代理に就任した。

このほか各部会活動等について報告があった。

■第２号議案　平成25年度決算承認の件

町田和久財務部長（江戸川南）より平成25年度貸借対照表他について詳細にわたる報告説明があった。

引き続いて監事を代表し本田誠監事（本郷）より監事３名が監査した結果、正確で妥当に処理されていることを認めるとの報告があった。

■第３号議案　平成26年度事業計画承認の件

豊田直史総務部長(東村山)より平成26年度事業計画に関し、次の基本方針の他、重点施策・各部事業計画についての趣旨説明があった。

（基本方針）

拓く会は、税理士法第１条の使命条項に鑑み、納税者・国民の期待に応え得る健全な税理士会の運営及び執行体制を確立するため、誠実かつ適切な人材を擁立支援し、もって拡く会員の総意を体現し自由に沿った税理士業界の実現を図る。

■第４号議案　平成26年度収支予算承認の件

町田和久財務部長（江戸川南）より平成26年度予算について、同年度事業計画に基づく同年度収支予算書に関する趣旨説明があった。

■第５号議案　役員選任の件

田中保役員推薦委員長（江東東）より、吉田友彦会長より辞任の申し出があり、後任については吉田会長より次のとおり指名があった旨説明がなされた。

会長指名　大石雅也（葛飾）

なお、新会長の任期は吉田会長の残任期間とする旨補足がされ、満場一致をもって承認可決された。

以上全ての議案は賛成挙手多数をもって承認可決された。

■来　賓

ご出席いただいた来賓は次のとおりであり、代表して東京税理士会神津信一会長ならびに税理士桜友会近江修会長より挨拶を頂戴した。

（順不動敬称略）

東京税理士会会長	神津信一
東京税理士会副会長	西村　新
同	中村一三
同	伊藤佳江
同	菅納敏恭
同	名倉明彦
東京税理士政治連盟会長	内藤信子
東京税理士会データ通信協同組合理事長	大野功夫
一般財団法人東京税理士事務所職員退職金共済会理事長	伊藤佳江
東京税理士厚生年金基金理事長	岡田光一郎
税理士桜友会会長	近江　修
税理士桜友会副会長	吉本春雄
税理士桜友会総務部長	原　一夫
全国女性税理士連盟東日本支部支部長	奥田よし子
税務会計監査事務所健康保険組合理事長	尾内正道

（懇親会よりご出席）

待田京子副会長（品川）の閉会の辞をもって定期総会は終了した。

東京税理士会
会長　神津信一氏

東京税理士政治連盟
会長　内藤信子氏

東京税理士会
データ通信協同組合
理事長　大野功夫氏

一般財団法人東京税理士
事務所職員退職金共済会
理事長　伊藤佳江氏

税務会計監査事務所
健康保険組合
理事長　尾内正道氏

会　長
大石雅也氏

副会長
野間口嘉平氏

副会長
近藤忠憲氏

総務部長
豊田直史氏

財務部長
町田和久氏

拓く会研修会

講師：柴原 一 会員

平成26年９月27日、定期総会が開会する前の時間を利用して、業務対策部主催の研修会を開催した。

講師には柴原一(四谷支部)会員にご登壇いただき、テーマを「留意すべき最近の資産税事例～相続税法の改正を交えて～」と題し、20事例をケースごとに解説いただいた。

拓く会会員のみならず、一般会員にも多数参加いただいた。相続税は平成27年以降基礎控除が引き下がることによる増税が決定していることもあり、会場は満席、真摯に聴講する会員の静かな熱気に包まれ、盛会のうちに終了した。

＜研修風景＞

研修会のお知らせ

日時　平成27年2月12日(木曜日)
　　18時～20時まで

場所　東京税理士会館２階　大会議室

内容　確定申告実務対応研修

題目　『知っておくべき　所得税等申告上の各種留意点』

・申告時期に向けて、誤りやすい事例やその考え方及び改正事項での注意点について講義していただきます。

講師　新宿支部　税理士桜友会
　　佐藤和助 税理士

忘年会のお知らせ

日　時　平成 26 年 12 月 9 日（火曜日）
　　18 時～ 20 時

場　所　京王プラザホテル
　　43 階［スターライト］
　　〒160-8330 新宿区西新宿 2-2-1
　　TEL 03-3344-0111

会　費　１０，０００円

速報：「拓く会」本部選対事務所決定！

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-16-13　代々木エクセラン５階
電話　03-6457-4722
FAX　03-3351-0056

入会案内

『拓く会』では新たな会員を募集しています。
またご紹介もお願いします。

・『拓く会』の年会費は 3,000 円です。
・郵便振替口座　口座番号　00130-0-648373　　口座名義　時代を拓く税理士の会
・普通預金口座　三井住友銀行　新橋支店　　口座番号　2008373
「口座名義」上記と同じ 税理士登録番号記入のこと（Fax03-5674-7569 にて町田財務部長宛までお願いします）

拓く会ホームページ　http : //hirakukai.jimdo.com/

研修受講の義務化および経済的弱者に対する税務支援の従事義務化

東京税理士会副会長　**西　村　　新**

今回の税理士法改正において12の改正要望のうち、改正法案に入らなかった「研修受講の義務化」及び「経済的弱者に対する税務支援の従事義務化」については下記のとおり会則で義務化を規定することとなりました。

＜日税連会則＞

第65条　税理士は、その資質の向上を図るため、本会及び所属する税理士会が行う研修を受けなければならない。

2　税理士は、公職に就き業務を停止した場合その他常務理事会の定める事由に該当するときは、所属する税理士会の会長に対し、前項の研修の受講について、免除を申請することができる。

第66条

1　　略

2　　略

3　税理士会の会員は、本会及び所属する税理士会が実施する税務支援に従事しなければならない。

4　税理士会の会員は、所属する税理士会から前項の従事の要請があった場合は、病気療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない。

また、東京会会則第59条及び第63条そして各支部規則にも日税連会則と同様に規定されます。

研修受講の義務化については、今までの「税理士は、本会及び所属する税理士会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように務めなければならない。」という受講努力義務から全ての会員に研修受講義務を課し、国民から信頼される税理士としての資質の担保を求めることになります。ただし、公職に就き業務停止中の会員や疾病等により受講が困難な会員に対しては免除規定を設けて救済することとしています。なお、今後は研修受講の義務を果たさない会員は会則違反に問われることとなります。現状において各税理士会で認定研修の違いがあることから、今後は日税連研修部においてその是正等を含めた全国統一的な規定を検討することとしています。

税務支援の従事義務化については、従前から「税理士会の会員は、その所属する税理士会が実施する税務支援に従事しなければならない。」と従事義務を課していました。ただ、税務支援は地域によりその件数が異なりその従事義務は要請があった場合に初めて義務化が生じるものと解釈されていたこと、支部規則に規定がなかったことから、現実に要請に従わない者が存在していたことも事実です。そこで今回「税理士会の会員は、所属する税理士会から従事の要請があった場合は、病気療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない。」を新設してより従事義務を強化したものです。なお、この正当な理由には当然に自己の業務が忙しいこと等の自己理由は含まれません。また、支部規則にも税務支援への従事義務を新設してその整備を図りました。